

報道関係者各位

2018年7月9日
日本郵政株式会社
日本郵便株式会社
株式会社ゆうちょ銀行
株式会社かんぽ生命保険**台風第7号及び前線等に伴う大雨による災害に対する非常取扱いの実施について**

台風第7号及び前線等に伴う大雨による被災者の皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。
日本郵政グループでは、この度の大雨により災害救助法が適用された地域の被災された皆さまへの非常取扱いを下記のとおり実施いたしますので、お知らせいたします。

なお今後、災害救助法が他の地域に追加適用された場合も同様にお取り扱いいたします。

また、災害義援金の取扱いにつきましては、具体的な内容が決定した時点で、別途お知らせいたします。

記

1 対象地域

【高知県】

安芸市
香南市
宿毛市
土佐清水市
長岡郡本山町
幡多郡三原村

【鳥取県】

鳥取市
八頭郡若桜町
八頭郡智頭町
八頭郡八頭町
東伯郡三朝町
西伯郡南部町
西伯郡伯耆町
日野郡日南町
日野郡日野町
日野郡江府町

【広島県】

広島市
呉市
竹原市
三原市
尾道市
福山市
府中市
東広島市
江田島市
安芸郡府中町
安芸郡海田町
安芸郡熊野町
安芸郡坂町

【岡山県】

岡山市
倉敷市
玉野市
笠岡市
井原市
総社市
高梁市
新見市
瀬戸内市
赤磐市
真庭市
浅口市
都窪郡早島町
浅口郡里庄町
苫田郡鏡野町
加賀郡吉備中央町
英田郡西粟倉村

【京都府】

福知山市
舞鶴市
綾部市
宮津市
京丹後市

南丹市
船井郡京丹波町
与謝郡伊根町
与謝郡与謝野町

【兵庫県】

豊岡市
篠山市
朝来市
宍粟市
姫路市

西脇市
丹波市
養父市
たつの市
赤穂郡上郡町

美方郡香美町
多可郡多可町
佐用郡佐用町
神崎郡市川町
神崎郡神河町

【愛媛県】

今治市
宇和島市
大洲市
西予市
北宇和郡松野町
北宇和郡鬼北町

【岐阜県】

高山市
関市
中津川市
恵那市
美濃加茂市
可児市
山県市

飛騨市
本巣市
郡上市
下呂市
岐阜市
美濃市
加茂郡坂祝町

加茂郡七宗町
加茂郡八百津町
加茂郡白川町
加茂郡富加町
加茂郡川辺町
大野郡白川村
加茂郡東白川村

2 取扱内容

- (1) 貯金関係（別紙1参照）
通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等
- (2) 保険関係（別紙2参照）
かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

3 取扱郵便局及び取扱店

- (1) 貯金関係
郵便局※及びゆうちょ銀行各店舗
※簡易郵便局を含みます。（貯金取扱局に限ります。）
- (2) 保険関係
郵便局※及びかんぽ生命保険各支店
※簡易郵便局を除きます。

4 取扱期間

- (1) 貯金関係
2018年7月9日(月)から2018年8月8日(水)まで

(2) 保険関係

ア 保険料の払込猶予期間の延伸

通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

イ 保険金の非常即時払等の非常取扱い

2018年7月9日(月)から2018年8月8日(水)まで

【報道関係の方のお問い合わせ先】	【お客さまのお問い合わせ先】
株式会社ゆうちょ銀行 コーポレートスタッフ部門 広報部(報道担当) 電 話：03-3504-4440(直 通) FAX：03-3580-6799	<別紙1関係> ゆうちょコールセンター 0120-108420 〔受付時間：平日 8:30~21:00 土・日・休日 9:00~17:00〕 12/31~1/3 ※携帯電話、PHS等からも通話料無料をご利用いただけます。 ※IP電話等、一部ご利用いただけない場合があります。
株式会社かんぽ生命保険 広報部(報道担当) 電 話：03-3504-4418(直 通) FAX：03-3506-0944	<別紙2関係> かんぽコールセンター 0120-552-950 〔受付時間：平日 9:00~21:00 土・日・休日 9:00~17:00 (1月1日から3日を除きます。)]
日本郵便株式会社 経営企画部 広報室(報道担当) 電 話：03-3504-9798(直 通)	日本郵便株式会社お客様サービス相談センター 0120-2328-86(フリーコール) 携帯電話から 0570-046-666(有料) 〔受付時間：平日 8:00~22:00 土・日・休日 9:00~22:00〕
日本郵政株式会社 広報部(報道担当) 電 話：03-3504-4162(直 通) FAX：03-3504-0265	日本郵政株式会社 総務部 危機管理室 電 話：03-3504-4794(直 通) 〔受付時間：平日 9:00~18:00〕

通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等

	取 扱 い の 内 容	取 扱 期 間
1	通帳・証書等や印章をなくされた被災者の方に対する次の取扱い ・ 通常貯金、定額貯金及び定期貯金の払戻し ・ 民営化前に預入された定額郵便貯金、定期郵便貯金及び積立郵便貯金の払戻し ・ 払戻証書による払戻金及び返還金支払通知書による返還金の払渡し ※ おひとりさま 20 万円まで	2018 年 7 月 9 日 (月) から 2018 年 8 月 8 日 (水) まで
2	・ 定額貯金の据置期間 (6 か月) 内の払戻し ・ 定期貯金の預入期間内の払戻し	
3	被災により汚れた紙幣の引換え	
4	国債を紛失した場合のご相談対応 (簡易郵便局を除きます。)	

かんぽ生命の保険契約及び簡易生命保険契約に関する
保険料の払込猶予期間の延伸、保険金の非常即時払等の非常取扱い

1 保険料の払込猶予期間の延伸

保険料のお払込みを猶予する期間を、通常の払込猶予期間を含めて、最長6か月間延伸いたします。

2 保険金の非常即時払等

必要書類を一部省略する等により、簡易迅速なお取扱いをいたします。

	取 扱 種 別	取 扱 期 間
1	保険金及び未経過保険料の非常即時払	2018年7月9日(月)から 2018年8月8日(水)まで
2	基本契約の解約(解除)の非常取扱い及び基本契約の解約返戻金(還付金)の非常即時払	
3	特約の解約(解除)の非常取扱い及び特約の解約返戻金(還付金)の非常即時払	
4	普通貸付金の非常即時払	
5	保険料の前納払込みの取消しによる未経過保険料の払戻し(還付)の非常取扱い	
6	契約者配当金の非常即時払	